

政務活動実施報告書

平成26年11月17日提出

井原市議会議長 宮地俊則 様

報告者

西村慎次郎

期 間	平成26年11月10日（月）～平成26年11月11日（火）
出張先及び セミナー名 講師氏名	福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-26 井門博多駅前ビル 2F 地方議会議員セミナー in 博多 講師：神奈川大学法学部教授 幸田正治さま
出張者氏名	惣台己吉，荒木謙二，河合謙治，西村慎次郎
調査項目	1. 議会の政策立案機能について 2. 公職選挙制度について
1. 議会の政策立案機能について	
(1) 自治立法権について	
a. 条例制定の重要性	
○地方分権時代における自治体の自己 決定・自己責任のバックボーンは立 法権である。	
○自治立法権を活用しなければ、いつまでたっても分権時代は到来しない。	
○しかし、独自条例の制定は必ずしも活発とは言えない状況。	
b. 条例制定における検討事項	
○政策目的性	
立法事実があることであり、立法事実とは、条例の目的と手段を基礎づける社会的、	

1. 報告書は、視察・研修終了後2週間以内に提出してください。
2. スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

経済的、政治的な事実があること。

○法的妥当性

法的に妥当であること。3種類の条例がある。

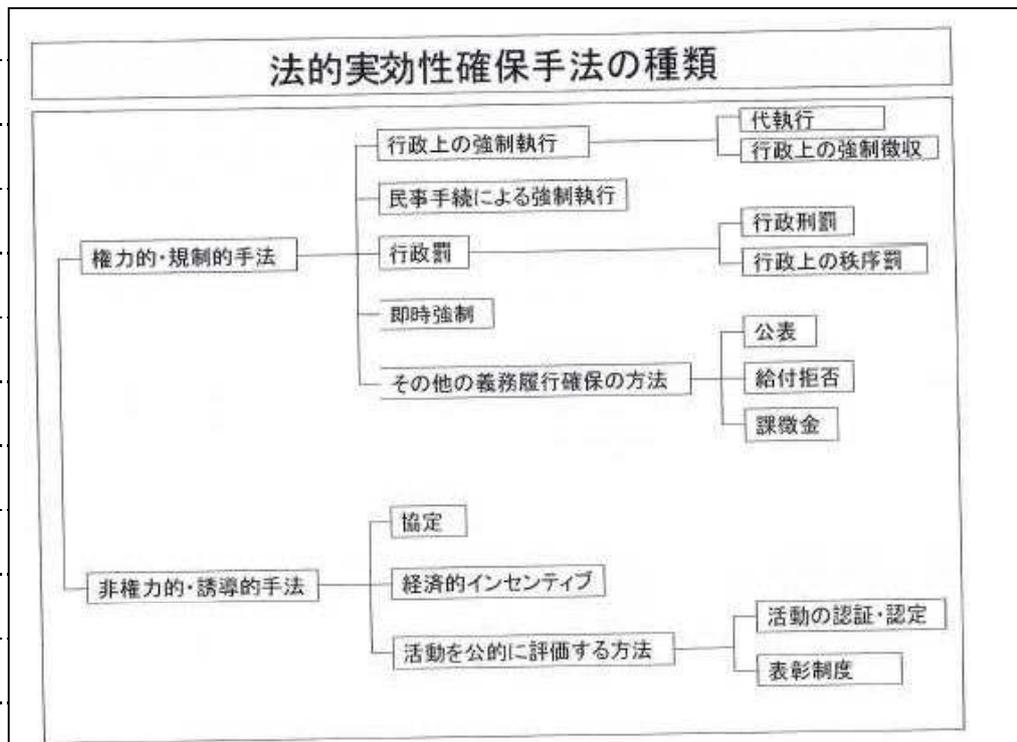
・横出し条例：法令と同一の目的の下に、法令により規制が行われていない範囲・対象について規制を行う条例

・裾切り条例：国の法令が一定の基準以上の事項・対象について規制を行っている場合に、その基準未満の事項・対象を取り上げて規制する条例

・上乘せ条例：法令がある事項について、一定の規制を行っている場合に、条例により、同一の目的の下に、同一の事項について、より厳しい規制を行う条例

○法的実効性

次のような法的実効性確保手法の種類あり。



c. 期待される自立立法権についての実践的取り組み

○法令と条例の関係についての、より踏み込んだ条例

・自治事務の条例制定範囲

<ul style="list-style-type: none"> ・法定受託事務の条例制定範囲
○法実効性が十分果たされる条例
<ul style="list-style-type: none"> ・規制的手法と誘導的手法
<ul style="list-style-type: none"> ・規制的手法の実効性
○政策の実効性を高める条例
<ul style="list-style-type: none"> ・政策実効性の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・プロセスの重視
○住民の権利保障の観点からの条例
<ul style="list-style-type: none"> ・権利としての成立可能性（保護法益）
<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の権利保護義務
(2) 議員提出による政策条例について（H24. 1. 1～12. 31）全国市議会議長会調査
○合計72件
<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例（21議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・議会政治倫理条例（3議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・議会の議決事件を定める条例（4議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業（又は商業）振興条例（5議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・農業関係の振興条例（2議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・空き家等の適正管理条例（7議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物（ポイ捨て、リサイクル、路上喫煙）（4議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の安全利用促進条例（5議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・歯科口腔保健推進条例（5議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・がん対策推進条例（3議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども関係（基礎学力、虐待防止）（2議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・その他（11議会）
(3) 政策形成サイクルについて
a. マネジメントサイクルに関する考え方
○How toの時代は、Ready 構えて（準備して）→Aim 狙って→

Fire 撃つ で良かったが、

○Whatの時代は、Fire 撃つて→Ready 構える (準備して) →

Aim 狙う つまり、まず撃つてみて、試行錯誤の行動をして、事実に基づく次のステップの決定という考え。

○PDCAは、Plan→Do→Check→Actionであるが、

CAPDoの考えも重要である。

(4) 行政計画について (行政計画における政策形成上の留意点)

○計画策定の問題意識を持つ

—何のための計画か

○目標が明確に提示されていること

—全体目標の共有と体系化

○各行政分野の横の調整が図られていること

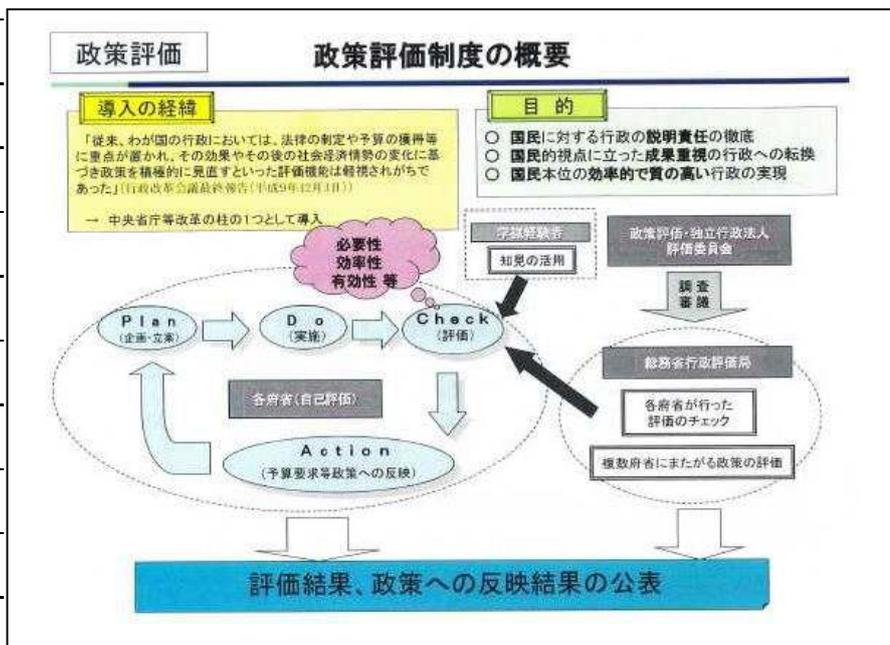
—縦割りではなく、総合的な計画であること

—関係者全員の共通認識を持つ

○住民の視点が入っていること

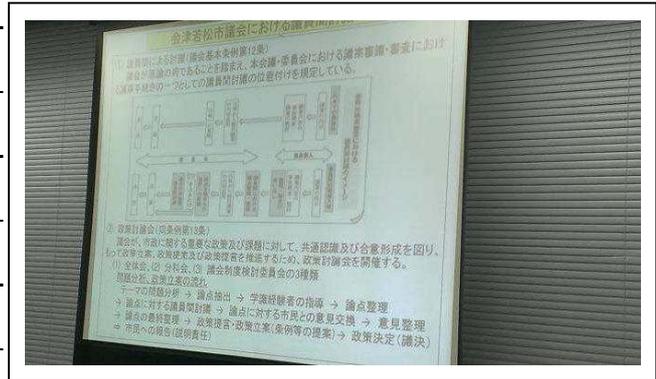
—具体的な施策につながっていくためには重要

(5) 政策評価について



○政策評価の留意事項

- ・ 評価哲学の明確化
- ・ 効果的評価システムの確立
- ・ 評価過程の透明性
- ・ 内部評価と外部評価の連携
- ・ 住民による評価の必要性



2. 公職選挙制度について

(1) 選挙運動と政治活動

a. 選挙運動と政治活動の定義

○選挙活動とは

特定の選挙に、特定の候補者の当選を得させるため、投票を得又は得させる目的をもって、直接又は間接に必要なかつ有利な行為。

○政治活動とは

政治上の目的をもって行われているいっさいの活動から、選挙運動にわたる行為を除いたもの。

b. やってはいけない選挙運動

○買収

○戸別訪問

○あいさつを目的とする有料広告

○飲食物の提供

○署名運動

○氣勢を張る行為



(2) インターネット選挙運動

a. ネットを活用した選挙運動の解禁

2013年5月26日より解禁

有権者、候補者、政党は、ウェブサイトを利用して選挙運動が可能となった。



b. 「IT時代の選挙運動に関する研究会報告書」 (総務省 2002年8月)

○ネット運動の効果

- ・候補者情報の充実
- ・政治参加の促進
- ・有権者と候補者との直接対話の実現
- ・金のかからない選挙の実現

○課題

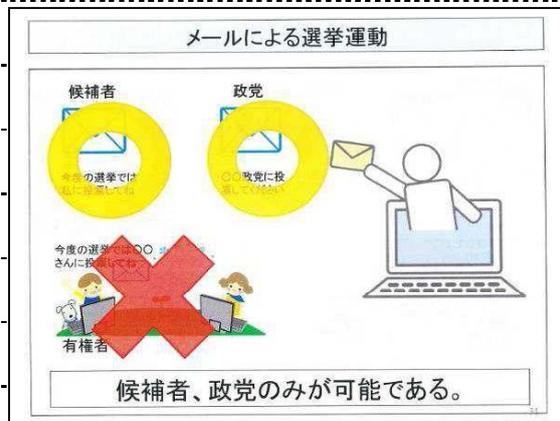
- ・デジタルデバイドの存在
- ・インターネットの悪用
- ・インターネットに付随する費用の増加

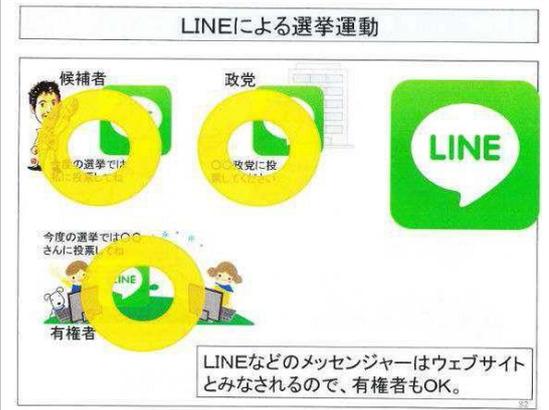
○結論

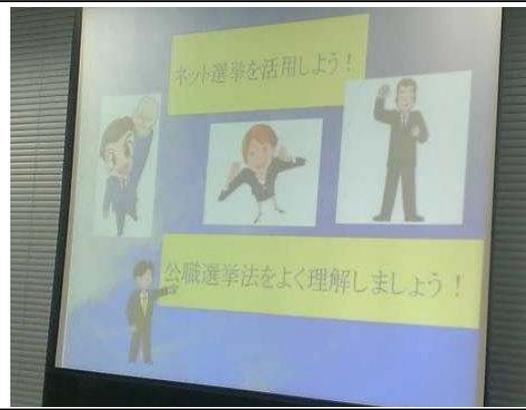
インターネットを選挙運動手段に追加することは適当だが、選挙の公正を確保するため、インターネット導入に伴い発生する弊害の最小化措置が必要。

c. メールによる選挙運動

候補者、政党のみが可能であり、有権者はできない。



d. LINEによる選挙運動	
<p>LINEなどのメッセージはウェブサイトとみなされるので、有権者もOK。</p>	
e. メール送信先の限定	<p>LINEなどのメッセージはウェブサイトとみなされるので、有権者もOK。</p>
<p>○事前に本人の同意が必要</p> <p>選挙運動用電子メールを送信しても</p>	
<p>良い相手は、電子メールアドレスを自ら通知した者のうち選挙運動用電子メールの送信のあらかじめ同意した者、求めをした者、又は、政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用メールの送信の通知に対して、送信しないよう求める通知をしなかった者とされている。</p>	
f. メール文書への表示義務	<p>LINEによる選挙運動</p>
<p>選挙運動用電子メールで送信される文書には、一定の表示義務を守る必要がある。</p>	
<p>○選挙運動用電子メールである旨</p>	
<p>○選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称</p>	
<p>○選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨</p>	
<p>○送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先</p>	
g. 処罰の対象となる行為	<p>LINEによる選挙運動</p>
<p>○有権者のメールによる選挙運動</p>	
<p>○未成年者の選挙運動（未成年者は、ネットを含むすべての選挙運動が禁止されている）</p>	
<p>○ホームページ、メールのプリントの配布</p> <p>（ネットの内容をプリントして配布してはいけない）</p>	
<p>○選挙運動期間外の実行</p>	
<p>○虚偽の記載等（虚偽の記載、事実をゆがめて公開してはいけない）</p> <p>○なりすまし（事実と違う氏名、ニックネームを表示して選挙運動をしてはいけない）</p>	
h. ネット選挙解禁への対応	<p>LINEによる選挙運動</p>
<p>○ネットの有効な活用（多様なコミュニケーション手段、コンテンツの充実）</p>	

○違法行為への対策（誹謗中傷、なりすまし）		
○適正利用を徹底（セキュリティ確保、プライバシーへの配慮、著作権・商標等取扱）		
i. ネット選挙解禁による今後への影響		
○選挙運動の方法の変化		
・ネット選挙による投票行動への影響		
・ネット選挙運動は今後拡大するか		
・ネットによる政治献金		
○国民の政治参加への影響		
・政治的無関心層の政治参加が促進されるか		
・デジタルデバイドは解消されるか		
○違法行為の取締り		
・取締りの実効性は確保されるのか		
・ネットの現実と規制のギャップ		
(所感)		
<p>1 日目は、「議会の政策立案機能」をテーマに、自治立法権が地方分権時代において、大変重要な役割を持っており、重要であることを学んだ。しかし、議員提出による独自条例は、平成24年を例にとると、全国で72件しか制定されておらず、活発とは言えない状況のようで、井原市においても、井原市議会基本条例や井原市議会議員政治倫理条例は策定されているものの、活発とは言えない状況である。常任委員会で年間を通して所管事務調査をしているので、議員提案による条例制定ができるぐらいまで活発な活動ができればと思う。</p>		
<p>2 日目は、「公職選挙制度」をテーマに、インターネット選挙運動について学んだ。2013年5月26日より解禁され、まだ自分自身、インターネット選挙運動は体験していないので、大変良い勉強になった。メールとLINEの違いがあることにも驚いた。ネットをどう活用するかは、今後考えていく必要があると感じた。</p>		
	以上	

政務活動実施報告書

平成26年11月17日提出

井原市議会議長 宮地俊則 様

報告者

河合謙治

期 間	平成26年11月10日（月）～平成26年11月11日（火）
出張先及び セミナー名 講師氏名	福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-26 井門博多駅前ビル 2F 地方議会議員セミナー in 博多 講師：神奈川大学法学部教授 幸田正治さま
出張者氏名	惣台己吉，荒木謙二，河合謙治，西村慎次郎
調査項目	1. 議会の政策立案機能について 2. 公職選挙制度について
1. 議会の政策立案機能について	
(1) 自治立法権について	
a. 条例制定の重要性	
○地方分権時代における自治体の自己 決定・自己責任のバックボーンは立 法権である。	
○自治立法権を活用しなければ、いつまでたっても分権時代は到来しない。	
○しかし、独自条例の制定は必ずしも活発とは言えない状況。	
b. 条例制定における検討事項	
○政策目的性	
立法事実があることであり、立法事実とは、条例の目的と手段を基礎づける社会的、	



1. 報告書は、視察・研修終了後2週間以内に提出してください。
2. スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

経済的、政治的な事実があること。

○法的妥当性

法的に妥当であること。3種類の条例がある。

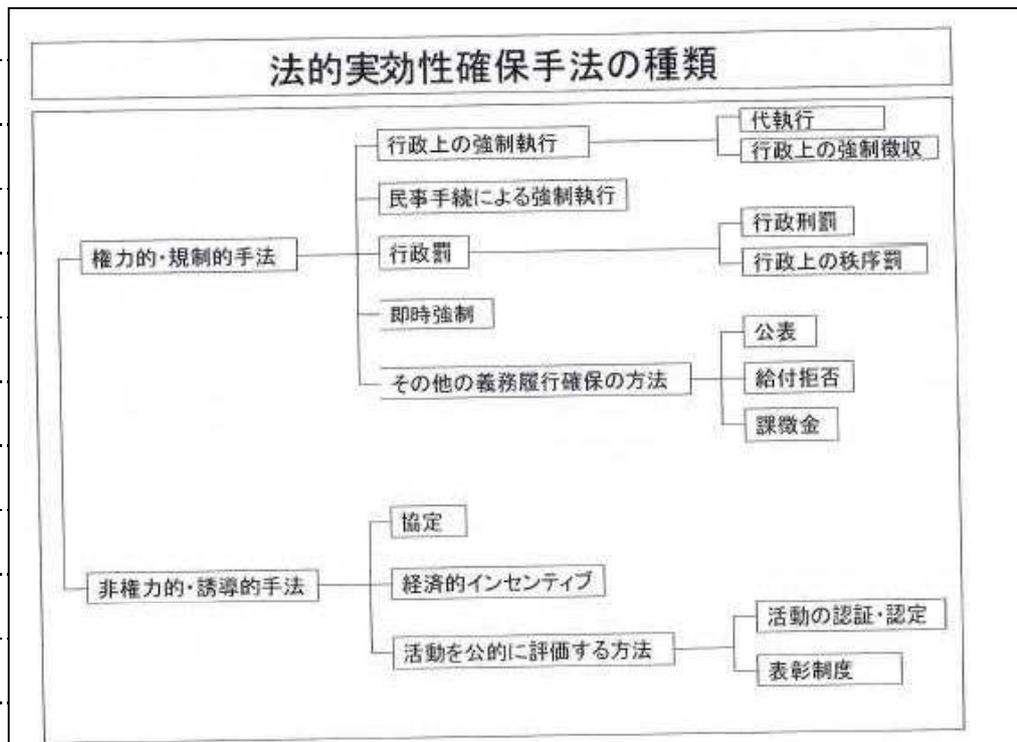
・横出し条例：法令と同一の目的の下に、法令により規制が行われていない範囲・対象について規制を行う条例

・裾切り条例：国の法令が一定の基準以上の事項・対象について規制を行っている場合に、その基準未満の事項・対象を取り上げて規制する条例

・上乗せ条例：法令がある事項について、一定の規制を行っている場合に、条例により、同一の目的の下に、同一の事項について、より厳しい規制を行う条例

○法的実効性

次のような法的実効性確保手法の種類あり。



c. 期待される自立立法権についての実践的取り組み

○法令と条例の関係についての、より踏み込んだ条例

・自治事務の条例制定範囲

<ul style="list-style-type: none"> ・法定受託事務の条例制定範囲
○法実効性が十分果たされる条例
<ul style="list-style-type: none"> ・規制的手法と誘導的手法
<ul style="list-style-type: none"> ・規制的手法の実効性
○政策の実効性を高める条例
<ul style="list-style-type: none"> ・政策実効性の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・プロセスの重視
○住民の権利保障の観点からの条例
<ul style="list-style-type: none"> ・権利としての成立可能性（保護法益）
<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の権利保護義務
(2) 議員提出による政策条例について（H24. 1. 1～12. 31）全国市議会議長会調査
○合計72件
<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例（21議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・議会政治倫理条例（3議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・議会の議決事件を定める条例（4議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業（又は商業）振興条例（5議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・農業関係の振興条例（2議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・空き家等の適正管理条例（7議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物（ポイ捨て、リサイクル、路上喫煙）（4議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の安全利用促進条例（5議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・歯科口腔保健推進条例（5議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・がん対策推進条例（3議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども関係（基礎学力、虐待防止）（2議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・その他（11議会）
(3) 政策形成サイクルについて
a. マネジメントサイクルに関する考え方
○How toの時代は、Ready 構えて（準備して）→Aim 狙って→

Fire 撃つ で良かったが、

○Whatの時代は、Fire 撃つて→Ready 構える (準備して) →

Aim 狙う つまり、まず撃つてみて、試行錯誤の行動をして、事実に基づく次のステップの決定という考え。

○PDCAは、Plan→Do→Check→Actionであるが、

CAPDoの考えも重要である。

(4) 行政計画について (行政計画における政策形成上の留意点)

○計画策定の問題意識を持つ

—何のための計画か

○目標が明確に提示されていること

—全体目標の共有と体系化

○各行政分野の横の調整が図られていること

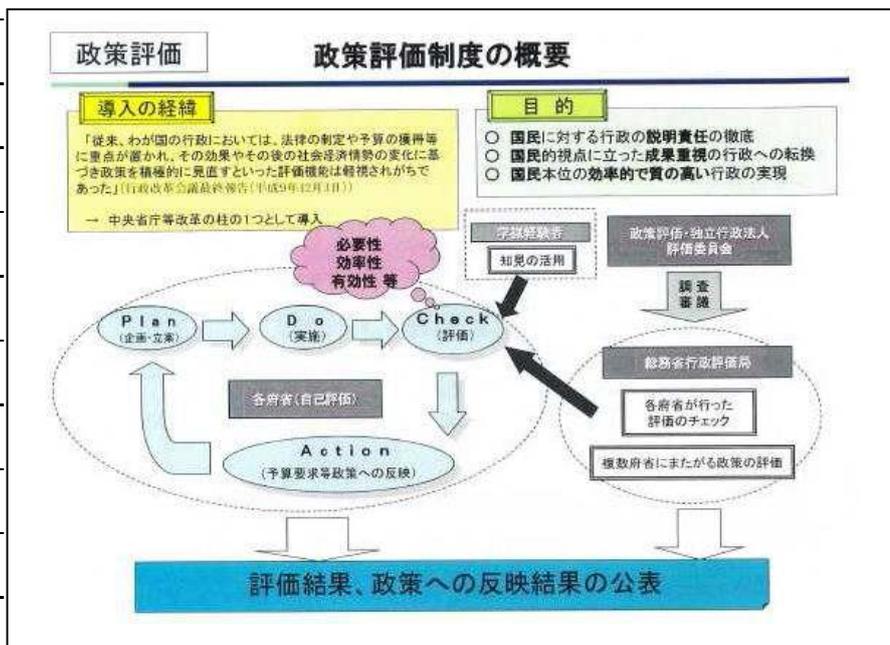
—縦割りではなく、総合的な計画であること

—関係者全員の共通認識を持つ

○住民の視点が入っていること

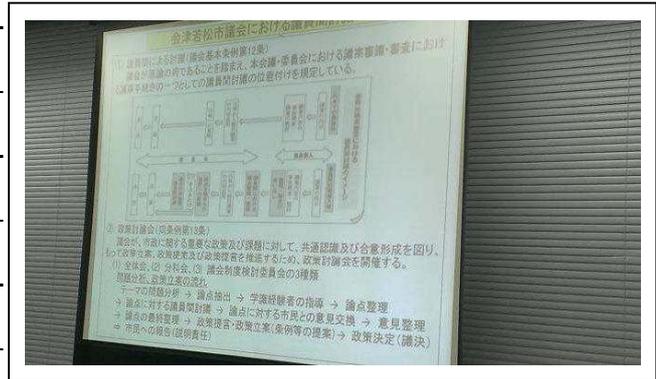
—具体的な施策につながっていくためには重要

(5) 政策評価について



○政策評価の留意事項

- ・ 評価哲学の明確化
- ・ 効果的評価システムの確立
- ・ 評価過程の透明性
- ・ 内部評価と外部評価の連携
- ・ 住民による評価の必要性



2. 公職選挙制度について

(1) 選挙運動と政治活動

a. 選挙運動と政治活動の定義

○選挙活動とは

特定の選挙に、特定の候補者の当選を得させるため、投票を得又は得させる目的をもって、直接又は間接に必要なかつ有利な行為。

○政治活動とは

政治上の目的をもって行われているいっさいの活動から、選挙運動にわたる行為を除いたもの。

b. やってはいけない選挙運動

○買収

○戸別訪問

○あいさつを目的とする有料広告

○飲食物の提供

○署名運動

○氣勢を張る行為

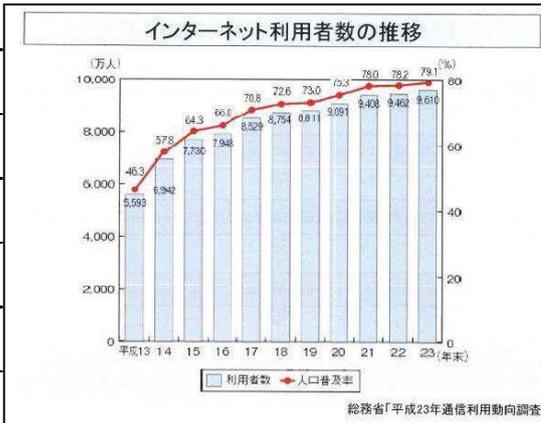


(2) インターネット選挙運動

a. ネットを活用した選挙運動の解禁

2013年5月26日より解禁

有権者、候補者、政党は、ウェブサイトを利用して選挙運動が可能となった。



b. 「IT時代の選挙運動に関する研究会報告書」 (総務省 2002年8月)

○ネット運動の効果

- ・候補者情報の充実
- ・政治参加の促進
- ・有権者と候補者との直接対話の実現
- ・金のかからない選挙の実現

○課題

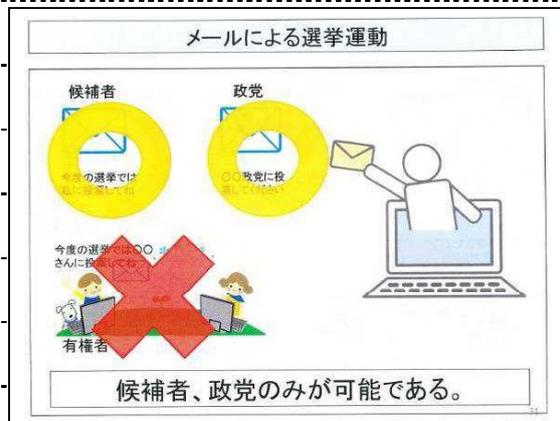
- ・デジタルデバイドの存在
- ・インターネットの悪用
- ・インターネットに付随する費用の増加

○結論

インターネットを選挙運動手段に追加することは適当だが、選挙の公正を確保するため、インターネット導入に伴い発生する弊害の最小化措置が必要。

c. メールによる選挙運動

候補者、政党のみが可能であり、有権者はできない。



d. LINEによる選挙運動	
<p>LINEなどのメッセージはウェブサイトとみなされるので、有権者もOK。</p>	
e. メール送信先の限定	<p>LINEなどのメッセージはウェブサイトとみなされるので、有権者もOK。</p>
<p>○事前に本人の同意が必要</p> <p>選挙運動用電子メールを送信しても</p>	
<p>良い相手は、電子メールアドレスを自ら通知した者のうち選挙運動用電子メールの送信のあらかじめ同意した者、求めをした者、又は、政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用メールの送信の通知に対して、送信しないよう求める通知をしなかった者とされている。</p>	f. メール文書への表示義務
<p>選挙運動用電子メールで送信される文書には、一定の表示義務を守る必要がある。</p>	<p>○選挙運動用電子メールである旨</p> <p>○選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称</p> <p>○選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨</p> <p>○送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先</p>
○選挙運動用電子メールである旨	
○選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称	
○選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨	
○送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先	g. 処罰の対象となる行為
○有権者のメールによる選挙運動	<p>○未成年者の選挙運動（未成年者は、ネットを含むすべての選挙運動が禁止されている）</p> <p>○ホームページ、メールのプリントの配布</p> <p>（ネットの内容をプリントして配布してはいけない）</p>
○未成年者の選挙運動（未成年者は、ネットを含むすべての選挙運動が禁止されている）	
○ホームページ、メールのプリントの配布	
（ネットの内容をプリントして配布してはいけない）	
○選挙運動期間外の実行	<p>○選挙運動期間外の実行</p> <p>○虚偽の記載等（虚偽の記載、事実をゆがめて公開してはいけない）</p> <p>○なりすまし（事実と違う氏名、ニックネームを表示して選挙運動をしてはいけない）</p>
○虚偽の記載等（虚偽の記載、事実をゆがめて公開してはいけない）	
○なりすまし（事実と違う氏名、ニックネームを表示して選挙運動をしてはいけない）	
h. ネット選挙解禁への対応	<p>○ネットの有効な活用（多様なコミュニケーション手段、コンテンツの充実）</p>
○ネットの有効な活用（多様なコミュニケーション手段、コンテンツの充実）	

○違法行為への対策（誹謗中傷、なりすまし）

○適正利用を徹底（セキュリティ確保、プライバシーへの配慮、著作権・商標等取扱）

i. ネット選挙解禁による今後への影響

○選挙運動の方法の変化

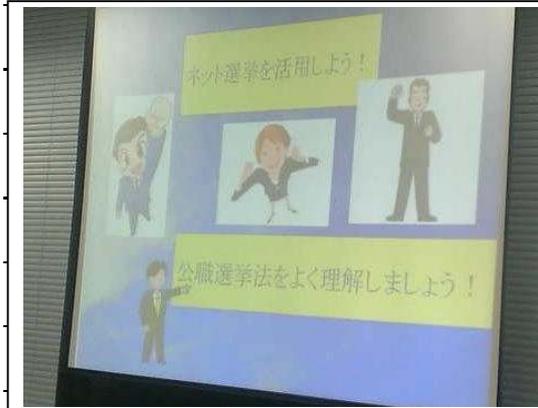
- ・ネット選挙による投票行動への影響
- ・ネット選挙運動は今後拡大するか
- ・ネットによる政治献金

○国民の政治参加への影響

- ・政治的無関心層の政治参加が促進されるか
- ・デジタルデバイドは解消されるか

○違法行為の取締り

- ・取締りの実効性は確保されるのか
- ・ネットの現実と規制のギャップ



(所感)

議会の政策機能については、条例制定は極めて重要であり、積極的に取り組むべき事と改めて認識しました。その為には、議員間のコミュニケーションを更に密にし、議会事務局の事務体制（人員増加等）を強化してもらわなければいけないことがよくわかりました。今後、ますます地方分権時代に突入し、今からでも体制作りを整えるべきと考えます。

公職選挙制度については、改めて制度について認識しました。中でも、ネット選挙は、元々お金をかけないための選挙制度として制定されたそうですが、実際は余分にお金がかかる制度であり、また、選挙の公正を確保するための弊害に対し、今後の再検討が必要である。

以上

政務活動実施報告書

平成26年11月18日提出

井原市議会議員 宮地俊則 様

報告者

荒木謙二

期 間	平成26年11月10日(月)～平成26年11月11日(火)
出張先及び セミナー名 講師氏名	福岡県福岡市博多区博多駅前 2-11-26 井門博多駅前ビル 2F 地方議会議員セミナー in 博多 講師：神奈川大学法学部教授 幸田正治様
出張者氏名	惣台己吉、河合謙治、西村慎次郎、荒木謙二
調査項目	1. 議会の政策立案機能について 2. 公職選挙制度について
1. 議会の政策立案機能について	
(1) 自治立法権について	
a. 条例制定の重要性	
○地方分権時代における自治体の自己決定・自己責任のバックボーンは立法権である。	
○自治立法権を活用しなければ、いつまでたっても分権時代は到来しない。	
○しかし、独自条例の制定は必ずしも活発とは言えない状況。	
b. 条例制定における検討事項	
○政策目的性	
立法事実があることであり、立法事実とは、条例の目的と手段を基礎づける社会的、 経済的、政治的な事実があること。	

1. 報告書は、視察・研修終了後2週間以内に提出してください。
2. スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

○法的妥当性
法的に妥当であること。3種類の条例がある。
・横出し条例：法令と同一の目的の下に、法令により規制が行われていない範囲対象について規制を行う条例
・裾切り条例：国の法令が一定の基準以上の事項・対象について規制を行っている場合に、その基準未満の事項・対象を取り上げて規制する条例
・上乗せ条例：法令がある事項について、一定の規制を行っている場合に、条例により同一の目的の下に、同一の事項について、より厳しい規制を行う条例
c. 期待される自立立法権についての実践的取り組み
○法令と条例の関係についての、より踏み込んだ条例
・自治事務の条例制定範囲
・法定受託事務の条例制定範囲
○法的実効性が十分果たされる条例
・規制的手法と誘導的手法
・規制的手法の実効性
○政策の実効性を高める条例
・政策実効性の確保
・プロセスの重視
○住民の権利保障の観点からの条例
・権利としての成立可能性（保護法益）
・自治体の権利保護義務
(2) 議員提出による政策条例について（H24.1.1～12.31）全国市議会議長会調査
○合計72件
・議会基本条例（21議会）
・議会政治倫理条例（3議会）
・議会の議決事件を定める条例（4議会）

・中小企業（又は商業）振興条例（5議会）

・農業関係の振興条例（2議会）

・空き家等の適正管理条例（7議会）

・廃棄物（ポイ捨て、リサイクル、路上喫煙）（4議会）

・自転車の安全利用促進条例（5議会）

・歯科口腔保健推進条例（5議会）

・がん対策推進条例（3議会）

・子ども関係（基礎学力、虐待防止）（2議会）

・その他（11議会）

（3）政策形成サイクルについて

a. マネジメントサイクルに関する考え方

○How toの時代は、Ready 構えて（準備して）→Aim 狙って→
Fire 撃つ で良かったが、

○Whatの時代は、Fire 撃って→Ready 構える（準備して）→
Aim 狙う つまり、まず撃ってみて、試行錯誤の行動をして、事実に基づく次のステップの決定という考え。

○PDCAは、Plan→Do→Check→Actionであるが、
CAPDoの考えも重要である。

（4）行政計画について（行政計画における政策形成上の留意点）

○計画策定の問題意識を持つ－何のための計画か

○目標が明確に提示されていること－全体目標の共有と体系化

○各行政分野の横の調整が図られていること－縦割りではなく、総合的な計画である
こと

－関係者全員の共通認識を持つこと

○住民の視点が入っていること－具体的な施策につながっていくためには重要

(5) 政策評価について

○政策評価の留意事項

- ・評価哲学の明確化
- ・効果的評価システムの確立
- ・評価過程の透明性
- ・内部評価と外部評価の連携
- ・住民による評価の必要性

(所感)

地方行政の政策形成の視点としては、住民サービスの向上であり、住民ニーズに沿った解決の促進にあると考える。すなわち、結果として実が結ばなければならない。

地方議員こそが、地方自治の要であると認識し、また、地方議員の活動が、評価されてはじめて、分権改革が進むと考える。

よって、住民の方と議員との相互関係を大切にし、今後の議員活動に反映していきたいと考える。

2. 公職選挙制度について

(1) 選挙運動と政治活動

a. 選挙運動と政治活動の定義

○選挙活動とは

特定の選挙に、特定の候補者の当選を得させるため、投票を得又は得させる目的をもって、直接又は間接に必要なかつ有利な行為。

○政治活動とは

政治上の目的をもって行われているいっさいの活動から、選挙運動にわたる行為を除いたもの。

b. やってはいけない選挙運動

○買収 ○戸別訪問 ○あいさつを目的とする有料広告 ○飲食物の提供

○署名運動 ○氣勢を張る行為

(2) インターネット選挙運動

a. ネットを活用した選挙運動の解禁

2013年5月26日より解禁

有権者、候補者、政党は、ウェブサイトを利用して選挙運動が可能となった。

b. 「IT時代の選挙運動に関する研究会報告書」(総務省2002年8月)

○ネット運動の効果

- ・候補者情報の充実
- ・政治参加の促進
- ・有権者と候補者との直接対話の実現
- ・金のかからない選挙の実現

○課題

- ・デジタルデバイドの存在
- ・インターネットの悪用
- ・インターネットに付随する費用の増加

○結論
インターネットを選挙運動手段に追加することは適当だが、選挙の公正を確保するため、インターネット導入に伴い発生する弊害の最小化措置が必要。
c. メールによる選挙運動
候補者、政党のみが可能であり、有権者はできない。
d. LINEによる選挙運動
LINEなどのメッセージはウェブサイトとみなされるので、有権者もOK。
e. メール送信先の限定
○事前に本人の同意が必要
選挙運動用電子メールを送信しても良い相手は、電子メールアドレスを自ら通知した者のうち選挙運動用電子メールの送信のあらかじめ同意した者、求めをした者、又は、政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用メールの送信の通知に対して、送信しないよう求める通知をしなかった者とされている。
f. メール文書への表示義務
選挙運動用電子メールで送信される文書には、一定の表示義務を守る必要がある。
○選挙運動用電子メールである旨
○選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称
○選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨
○送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先
g. 処罰の対象となる行為
○有権者のメールによる選挙運動
○未成年者の選挙運動（未成年者は、ネットを含むすべての選挙運動が禁止されている）
○ホームページ、メールのプリントの配布 （ネットの内容をプリントして配布してはいけない）
○選挙運動期間外の実行
○虚偽の記載等（虚偽の記載、事実をゆがめて公開してはいけない）
○なりすまし（事実と違う氏名、ニックネームを表示して選挙運動をしてはいけない）

h. ネット選挙解禁への対応

○ネットの有効な活用（多様なコミュニケーション手段、コンテンツの充実）

○違法行為への対策（誹謗中傷、なりすまし）

○適正利用を徹底（セキュリティ確保、プライバシーへの配慮、著作権・商標等取扱）

i. ネット選挙解禁による今後への影響

○選挙運動の方法の変化

・ネット選挙による投票行動への影響

・ネット選挙運動は今後拡大するか

・ネットによる政治献金

○国民の政治参加への影響

・政治的無関心層の政治参加が促進されるか

・デジタルデバイドは解消されるか

・取締りの実効性は確保されるのか

・ネットの現実と規制のギャップ

(所感)

まずは、公職選挙法を理解しなければならない。特にこれからは、ネットを活用した選挙運動の解禁により、ウェブサイトを利用した選挙運動、メールによる選挙運動、LINEによる選挙運動等、多岐に渡るが、処罰の対象となる行為もあり、今後も研究していかなければならない事案であるとする。

また、政治活動をする上で、有効な活用であり、ホームページの開設、フェイスブック等を活用することで、若い世代の有権者の方のも平常時も活動を報告できるようにしなければと痛切に感じた。

以上

政務活動実施報告書

平成26年11月19日提出

井原市議会議長 宮地俊則 様

報告者

惣台 己吉

期 間	平成26年11月10日（月）～平成26年11月11日（火）
出張先及び セミナー名 講師氏名	福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-26 井門博多駅前ビル 2F 地方議会議員セミナー in 博多 講師：神奈川大学法学部教授 幸田正治さま
出張者氏名	惣台己吉，荒木謙二，河合謙治，西村慎次郎
調査項目	1. 議会の政策立案機能について 2. 公職選挙制度について
1. 議会の政策立案機能について	
(1) 自治立法権について	
a. 条例制定の重要性	
○地方分権時代における自治体の自己 決定・自己責任のバックボーンは立 法権である。	
○自治立法権を活用しなければ、いつまでたっても分権時代は到来しない。	
○しかし、独自条例の制定は必ずしも活発とは言えない状況。	
b. 条例制定における検討事項	
○政策目的性	
立法事実があることであり、立法事実とは、条例の目的と手段を基礎づける社会的、	

1. 報告書は、視察・研修終了後2週間以内に提出してください。
2. スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

経済的、政治的な事実があること。

○法的妥当性

法的に妥当であること。3種類の条例がある。

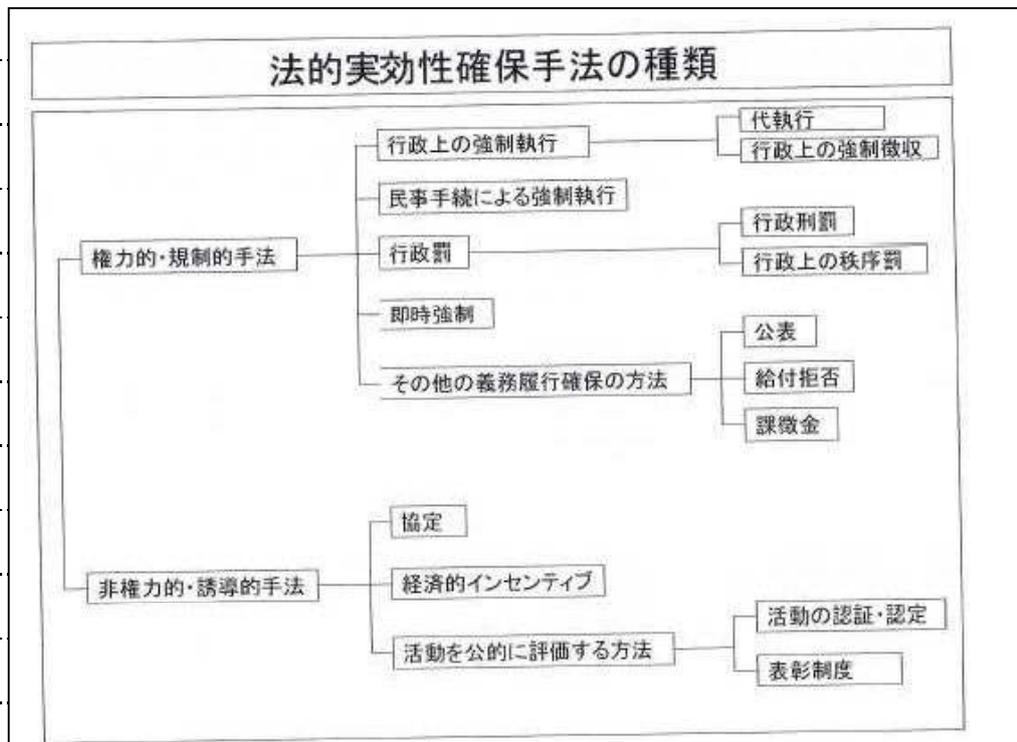
・横出し条例：法令と同一の目的の下に、法令により規制が行われていない範囲・対象について規制を行う条例

・裾切り条例：国の法令が一定の基準以上の事項・対象について規制を行っている場合に、その基準未満の事項・対象を取り上げて規制する条例

・上乘せ条例：法令がある事項について、一定の規制を行っている場合に、条例により、同一の目的の下に、同一の事項について、より厳しい規制を行う条例

○法的実効性

次のような法的実効性確保手法の種類あり。



c. 期待される自立立法権についての実践的取り組み

○法令と条例の関係についての、より踏み込んだ条例

・自治事務の条例制定範囲

<ul style="list-style-type: none"> ・法定受託事務の条例制定範囲
○法実効性が十分果たされる条例
<ul style="list-style-type: none"> ・規制的手法と誘導的手法
<ul style="list-style-type: none"> ・規制的手法の実効性
○政策の実効性を高める条例
<ul style="list-style-type: none"> ・政策実効性の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・プロセスの重視
○住民の権利保障の観点からの条例
<ul style="list-style-type: none"> ・権利としての成立可能性（保護法益）
<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の権利保護義務
(2) 議員提出による政策条例について (H24. 1. 1~12. 31) 全国市議会議長会調査
○合計72件
<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例 (21議会)
<ul style="list-style-type: none"> ・議会政治倫理条例 (3議会)
<ul style="list-style-type: none"> ・議会の議決事件を定める条例 (4議会)
<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業 (又は商業) 振興条例 (5議会)
<ul style="list-style-type: none"> ・農業関係の振興条例 (2議会)
<ul style="list-style-type: none"> ・空き家等の適正管理条例 (7議会)
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物 (ポイ捨て、リサイクル、路上喫煙) (4議会)
<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の安全利用促進条例 (5議会)
<ul style="list-style-type: none"> ・歯科口腔保健推進条例 (5議会)
<ul style="list-style-type: none"> ・がん対策推進条例 (3議会)
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども関係 (基礎学力、虐待防止) (2議会)
<ul style="list-style-type: none"> ・その他 (11議会)
(3) 政策形成サイクルについて
a. マネジメントサイクルに関する考え方
○How toの時代は、Ready 構えて (準備して) → Aim 狙って→

Fire 撃つ で良かったが、

○Whatの時代は、Fire 撃つて→Ready 構える (準備して) →

Aim 狙う つまり、まず撃つてみて、試行錯誤の行動をして、事実に基づく次のステップの決定という考え。

○PDCAは、Plan→Do→Check→Actionであるが、

CAPDoの考えも重要である。

(4) 行政計画について (行政計画における政策形成上の留意点)

○計画策定の問題意識を持つ

—何のための計画か

○目標が明確に提示されていること

—全体目標の共有と体系化

○各行政分野の横の調整が図られていること

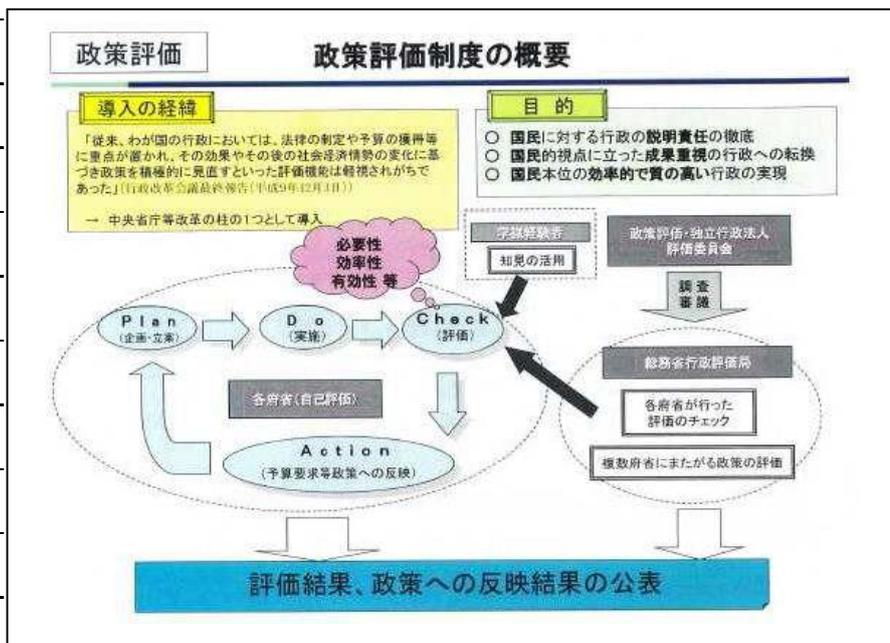
—縦割りではなく、総合的な計画であること

—関係者全員の共通認識を持つ

○住民の視点が入っていること

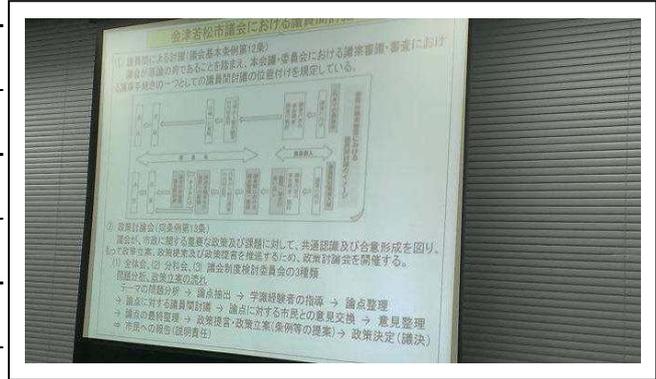
—具体的な施策につながっていくためには重要

(5) 政策評価について



○政策評価の留意事項

- ・ 評価哲学の明確化
- ・ 効果的評価システムの確立
- ・ 評価過程の透明性
- ・ 内部評価と外部評価の連携
- ・ 住民による評価の必要性



2. 公職選挙制度について

(1) 選挙運動と政治活動

a. 選挙運動と政治活動の定義

○選挙活動とは

特定の選挙に、特定の候補者の当選を得させるため、投票を得又は得させる目的をもって、直接又は間接に必要なかつ有利な行為。

○政治活動とは

政治上の目的をもって行われているいっさいの活動から、選挙運動にわたる行為を除いたもの。

b. やってはいけない選挙運動

- 買収
- 戸別訪問
- あいさつを目的とする有料広告
- 飲食物の提供
- 署名運動
- 氣勢を張る行為

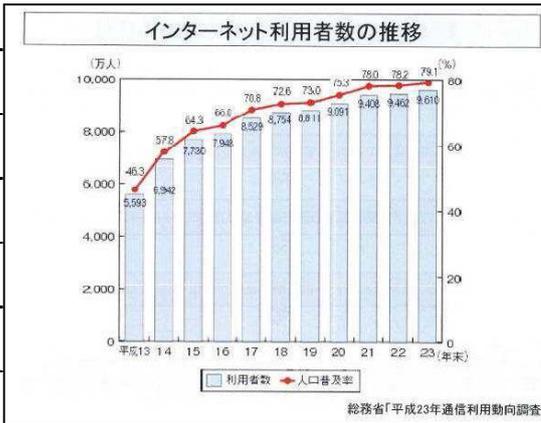


(2) インターネット選挙運動

a. ネットを活用した選挙運動の解禁

2013年5月26日より解禁

有権者、候補者、政党は、ウェブサイトを利用して選挙運動が可能となった。



b. 「IT時代の選挙運動に関する研究会報告書」 (総務省 2002年8月)

○ネット運動の効果

- ・候補者情報の充実
- ・政治参加の促進
- ・有権者と候補者との直接対話の実現
- ・金のかからない選挙の実現

○課題

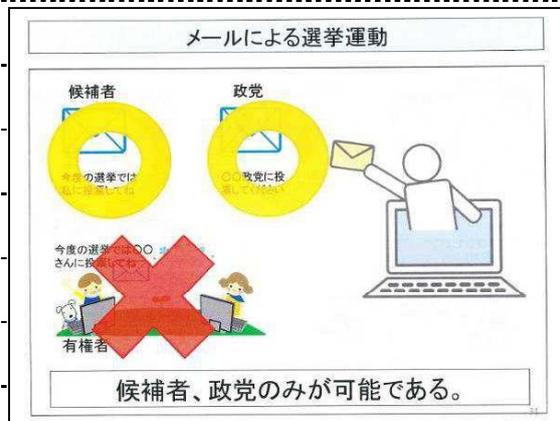
- ・デジタルデバイドの存在
- ・インターネットの悪用
- ・インターネットに付随する費用の増加

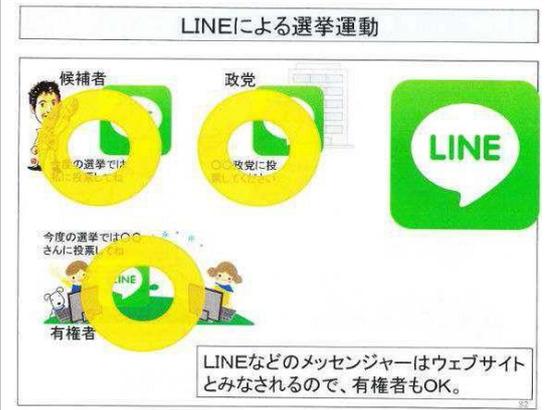
○結論

インターネットを選挙運動手段に追加することは適当だが、選挙の公正を確保するため、インターネット導入に伴い発生する弊害の最小化措置が必要。

c. メールによる選挙運動

候補者、政党のみが可能であり、有権者はできない。



d. LINEによる選挙運動	
<p>LINEなどのメッセージはウェブサイトとみなされるので、有権者もOK。</p>	
e. メール送信先の限定	<p>LINEなどのメッセージはウェブサイトとみなされるので、有権者もOK。</p>
<p>○事前に本人の同意が必要</p> <p>選挙運動用電子メールを送信しても</p>	
<p>良い相手は、電子メールアドレスを自ら通知した者のうち選挙運動用電子メールの送信のあらかじめ同意した者、求めをした者、又は、政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用メールの送信の通知に対して、送信しないよう求める通知をしなかった者とされている。</p>	f. メール文書への表示義務
<p>選挙運動用電子メールで送信される文書には、一定の表示義務を守る必要がある。</p>	<p>○選挙運動用電子メールである旨</p> <p>○選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称</p> <p>○選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨</p> <p>○送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先</p>
○選挙運動用電子メールである旨	
○選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称	
○選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨	
○送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先	g. 処罰の対象となる行為
○有権者のメールによる選挙運動	<p>○未成年者の選挙運動（未成年者は、ネットを含むすべての選挙運動が禁止されている）</p> <p>○ホームページ、メールのプリントの配布</p> <p>（ネットの内容をプリントして配布してはいけない）</p>
○未成年者の選挙運動（未成年者は、ネットを含むすべての選挙運動が禁止されている）	
○ホームページ、メールのプリントの配布	
（ネットの内容をプリントして配布してはいけない）	
○選挙運動期間外の実行	<p>○選挙運動期間外の実行</p> <p>○虚偽の記載等（虚偽の記載、事実をゆがめて公開してはいけない）</p> <p>○なりすまし（事実と違う氏名、ニックネームを表示して選挙運動をしてはいけない）</p>
○虚偽の記載等（虚偽の記載、事実をゆがめて公開してはいけない）	
○なりすまし（事実と違う氏名、ニックネームを表示して選挙運動をしてはいけない）	
h. ネット選挙解禁への対応	<p>○ネットの有効な活用（多様なコミュニケーション手段、コンテンツの充実）</p>
○ネットの有効な活用（多様なコミュニケーション手段、コンテンツの充実）	

○違法行為への対策（誹謗中傷、なりすまし）

○適正利用を徹底（セキュリティ確保、プライバシーへの配慮、著作権・商標等取扱）

i. ネット選挙解禁による今後への影響

○選挙運動の方法の変化

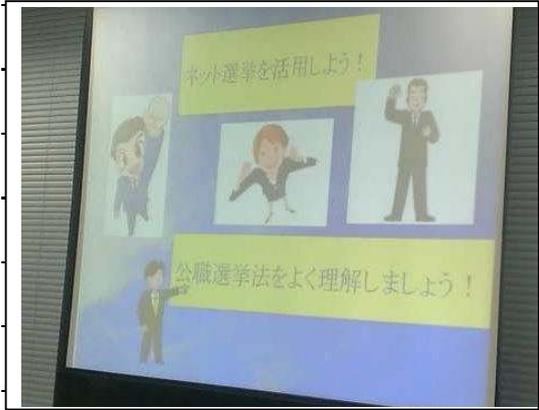
- ・ネット選挙による投票行動への影響
- ・ネット選挙運動は今後拡大するか
- ・ネットによる政治献金

○国民の政治参加への影響

- ・政治的無関心層の政治参加が促進されるか
- ・デジタルデバイドは解消されるか

○違法行為の取締り

- ・取締りの実効性は確保されるのか
- ・ネットの現実と規制のギャップ



(所感)

「議会の政策立案機能・自治立法権」

○ 条例制定の重要性

自治体の自己決定・自己責任のバックボーンは立法権である、その意味で自治立法権としての条例策定は極めて重要である、この自治立法権を活用しなければ、いつまでたっても分権時代は到来しないと言っても過言ではない。

○ 日本の地方分権を加速するためには、条例策定への積極的取組が必要不可欠である、地方議会が住民に存在感を示すには、条例は重要なツールである。

「公職選挙制度」

○ 選挙活動とは

特定の候補者の当選を得させるため投票を得、又は得させる目的をもって直接又は間接的に必要かつ有利な行為。

○ 政治活動とは

政治上の目的をもって行われているいっさいの活動から、選挙運動にわたる行為を除いたもの。

○ インターネットを選挙運動手段に追加することは適当だが、選挙の公正を確保するため、インターネット導入に伴い発生する弊害の最小化措置が必要である。